

生駒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和6年度第1回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和7年3月28日

生駒市監査委員 東 良 徳 一

生駒市監査委員 平松亜矢子

生駒市監査委員 改 正 大 祐

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

令和6年10月2日から令和6年12月26日まで

3 監査の対象

3 監査の対象

（1）対象部局

総務部	人事課、防災安全課（消費生活センターを含む。）、市民課
地域活力創生部	農林課、商工観光課（観光振興室含む。）、
福祉部	介護保険課
子育て健康部	健康課、地域医療課、国保医療課
建設部	管理課、土木課、みどり公園課（花のまちづくりセンターを含む。）、
都市整備部	都市づくり推進課（拠点形成室を含む。）、学研推進課、建築課
上下水道部	総務課、工務課（浄水場を含む。）、
消防本部	総務課、予防課、警防課、消防署
農業委員会事務局	

（2）対象期間

令和5年度及び令和6年度

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、随意契約に係る事務及び各基金の必要性和使用状況を重点項目として監査を行った。

5 監査の結果

監査した結果、一部の所属において、事後調定に係る収入の調定処理が長期間されていなかった事例、受領した現金を指定金融機関へ払い込む処理が遅延していた事例、つり銭用資金保管簿が作成されていなかった事例、つり銭用資金保管簿の使用 방법이誤っていた事例、事後調定に係る収入の調定処理が遅延していた事例等の軽微な事項が認められたが、生駒市監査基準に準拠し監査した限りにお

いて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において法令に適合していると認められないものはなかった。また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていると認められないもの並びにその組織及び運営の合理化に努めていると認められないものはなかった。

その他、事務処理上改善・検討を要する軽微な事項については、その都度担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査結果については、別紙のとおりである。

なお、重点項目（随意契約に係る事務及び各基金の必要性と使用状況）に係る監査の結果については、令和6年度定期監査（第2回）の結果報告と併せて報告する。

(別紙)

総務部

人事課

1 監査実施日 令和6年11月20日～11月22日

2 監査結果

(1) 歳入について

職員互助会の庁舎等使用に伴う光熱水費負担金、雇用保険料個人負担金等の収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

防災安全課（消費生活センターを含む。）

1 監査実施日 令和6年11月25日～11月27日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 自動車駐車場使用料の収入事務について

生駒駅南自動車駐車場、ベルテラスいこま自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場の使用料に係る収入事務について、抽出により、調定伝票、収入伝票、領収書(控)、歳入予算差引簿、日報、レシート等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 自動車臨時運行許可書発行手数料の収入事務について

調定伝票、収入伝票、領収書(控)、歳入予算差引簿、自動車臨時運行許可申請書、許可台帳等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の交付事務について

自主防災会活動推進補助金、防犯カメラ設置事業補助金、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金等の交付事務について、支出負担行為伺書、交付申請書、交付要綱等を閲覧・確認したところ、確認し

た範囲において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

市民課

1 監査実施日 令和6年12月24日～12月26日

2 監査結果

(1) 歳入について

市民課窓口、本庁舎及び市民サービスコーナーにおいて発行した証明書（住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等）の発行手数料に係る収入事務について、抽出により、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿、各種証明書等交付申請書、手数料集計表等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

地域活力創生部

農林課

1 監査実施日 令和6年12月24日～12月25日

2 監査結果

(1) 歳入について

市民農園利用料等の収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿、契約関係文書等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、契約締結済みのもので支出負担行為伺書が未起票のものがあつたため、適正に処理するよう口頭で指導した。

その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

商工観光課（観光振興室を含む。）

1 監査実施日 令和6年12月18日～12月20日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 財産収入の収入事務について

アンテナショップおちやせん共益費及び akippa 駐車場賃料に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の収入事務について

観光ボランティアガイド養成講座の参加費として受領した現金について、指定金融機関に払い込む処理が約1か月経過後となっていた。生駒市会計規則第13条第1項の規定では、現金を直接収入したときは「特別の事情がない限り、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されており、今後、この規定に従って適正に処理するよう口頭で指導した。

その他、アコールいこまもやい館における、電柱設置に係る目的外使用料、電気料金等の収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 補助金等の交付事務について

企業立地促進補助金、移住支援金、商業エリア新規出店チャレンジ応援事業補助金等の交付事務について、支出負担行為伺書、交付申請書、交付要綱等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

福祉部

介護保険課

1 監査実施日 令和6年12月9日～12月12日

2 監査結果

(1)歳入について

介護保険料の徴収事務について、抽出により、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、随意契約で契約金額が30万円を超えているにもかかわらず、随意契約理由書及び契約書を作成していないものがあったため、今後、生駒市契約規則及び生駒市随意契約ガイドラインの規定に従って適正に処理するよう口頭で指導した。

その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

子育て健康部

健康課

1 監査実施日 令和6年11月12日～11月15日、11月27日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 予防接種、検診等の個人負担金の収入事務について

各種予防接種、各種がん検診等の個人負担金について、抽出により、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿、収入月計表等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 市有土地及び物件賃貸料の収入事務について

セラビーいこまメディカル棟の一部の貸付けに係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿、契約書、行政財産使用許可関係書類等について照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等を遵守し適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の交付事務について

妊婦健康診査等補助金、出産子育て応援給付金等の交付事務について、支出負担行為伺書、交付申請、交付要綱等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金及び駐車場使用料の資金前渡による現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事務について

郵券及び駐車券の保管・管理について、受払簿及び現物を照合・確認したところ、受払い及び受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

地域医療課

1 監査実施日 令和6年10月22日～10月23日

2 監査結果

(1) 歳入について

生駒市立病院文書交付手数料等の収入事務について、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

国保医療課

1 監査実施日 令和6年11月5日～11月8日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 国民健康保険税の収入事務について

調定伝票を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 後期高齢者医療保険料の収入事務について

調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、つり銭用資金保管簿の「出納員等照合」欄に出納員（課長）の押印又はサインが必要であるところ、担当者が押印していたため、適正に運用するよう口頭で指導した。

その他については、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

建設部

管理課

1 監査実施日 令和6年10月15日～10月16日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 道路占用料の収入事務について

調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿、道路占用許可申請書等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ 財産収入の収入事務について

市有財産の貸付け及び売払いに係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、契約書、歳入予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ その他の収入について

境界明示手数料、コピー代等に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、領収書(控)、歳入予算差引簿等について閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用資金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

土木課

1 監査実施日 令和6年11月17日～11月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

地籍調査成果の写し交付手数料、コピー代等に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、領収書(控)、予算差引簿を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

歳出予算差引簿、支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認した。確認した範囲において、概ね法令等に適合し適正に処理され

ていると認められ、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、つり銭用資金保管簿の「出納員等照合」欄の出納員（課長）の押印又はサインが、毎月末押印する運用となっていたため、適正に運用するよう口頭で指導した。

その他については、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

みどり公園課（花のまちづくりセンターを含む。）

1 監査実施日 令和6年10月9日～10月11日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 公園占用料の収入事務について

調定伝票、収入伝票、占用許可書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 生駒山麓公園ふれあいセンター使用料等の収入事務について

生駒山麓公園ふれあいセンター使用料及び山麓公園駐車場使用料について、抽出により、調定伝票、収入伝票、売上日計表等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 花のまちづくりセンター使用料等の収入事務について

花のまちづくりセンターの研修室使用料、講座・教室等参加負担金等について、調定伝票、収入伝票、領収書（控）、使用許可申請書等を照合・確認したところ、一部の事後調定に係る収入について、収入があってから長期間経過後に調定処理がされているものがあつた。収納後長期間調定処理されない状況にあることは、歳入の管理上好ましくない状態であるため、適時に調定処理するよう適切に対応されたい。

その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の交付事務について

花と緑のわがまちづくり助成金の交付事務について、支出負担行為伺書、交付申請書、交付要綱等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらず。

なかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、つり銭用資金保管簿が作成されていなかったため、早急に作成し適正に運用するよう口頭で指導した。

その他については、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

都市整備部

都市づくり推進課（拠点形成室を含む。）

1 監査実施日 令和6年10月2日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 屋外広告物審査手数料の収入事務について

屋外広告物審査手数料について、抽出により、調定伝票、収入伝票、領収書(控)、許可申請書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入について

調定伝票、収入伝票、領収書(控)、歳入予算差引簿等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 備品の管理について

確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

学研推進課

1 監査実施日 令和6年10月3日

2 監査結果

(1)歳入について

学研高山第2工区内市有地、駐車場用地等の貸付に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

駐車場使用料の資金前渡による現金については手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

建築課

1 監査実施日 令和6年10月8日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 長期優良住宅認定手数料の収入事務について

調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿、受付台帳、申請書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

コピー代に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の交付事務について

既存住宅解体工事補助金、既存住宅耐震改修工事補助金、既存住宅耐震診断補助金等の支出事務について、抽出により、支出負担行為伺書、交付申請書、交付要綱等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

上下水道部

総務課

1 監査実施日 令和6年11月18日

2 監査結果

(1) 収入について

水道料金に係る収入事務について、調定伺書、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 支出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

工務課（浄水場を除く。）

1 監査実施日 令和6年11月18日

2 監査結果

(1)収入について

給水分担金、工事検査手数料等に係る収入事務について、調定伺書、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)支出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

浄水場

1 監査実施日 令和6年11月19日

2 監査結果

(1)収入について

小水力発電による売電に係る収入事務について、調定伺書、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)支出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

消防本部

総務課、予防課、警防課、消防署

1 監査実施日 令和6年10月29日～10月30日、11月13日

2 監査結果

消防本部の財務関係書類は、予防課、警防課及び消防署の所管分を含め、全て総務課で起票し保管されているため、一括して総務課において書類を閲覧・確認した。このことから、監査結果についても一括して記載する。

(1) 歳入について

ア 消防手数料の収入事務について

危険物関係手数料に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、申請書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

公用車売却に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の交付事務について

生駒市火災予防協会補助金及び大型自動車運転免許等取得補助金の交付事務について、支出負担行為伺書、交付申請書、交付要綱等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 現金の取扱事務について

現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

農業委員会事務局

1 監査実施日 令和6年12月16日

2 監査結果

(1)歳入について

相続税納税猶予証明等手数料等に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為何書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の締結を必要とする支出はなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用資金前渡金について、保管状況を実査により確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。